

秋田県環境基本計画策定事業について（新規）

環境管理課

1 事業の目的

本県では、秋田県環境基本条例第9条の規定に基づき「秋田県環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を総合的、計画的に推進しており、現計画（第2次計画、平成23年度～令和2年度）が終了することから、新たな計画を策定する。

2 事業の概要

（1）新たな環境基本計画策定における視点

- ・ 本県の環境保全施策を取り巻く状況の変化への対応や「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」との整合
- ・ 国の第五次環境基本計画に盛り込まれている「地域循環共生圏」（下記参照）の考え方を踏まえた持続可能な地域づくりの推進
- ・ S D G s 等の視点を取り入れた環境・経済・社会の統合的向上の推進

（2）策定スケジュール

令和2年	6月	環境審議会諮問
令和2年	6月～	計画策定委員会開催（3回）
令和2年	9月	県議会への報告（骨子案）
令和3年	1月	パブリックコメント実施
令和3年	2月	県議会への報告（計画案）
令和3年	3月	環境審議会諮問・答申、策定

（3）計画期間

令和3年度から令和12年度（10年間）

3 予算額

7, 968千円

【参考】「地域循環共生圏」とは

国の第五次環境基本計画で提唱された概念であり、各地域が、その地域固有の資源（自然・物質・人材・資金）を活かしながら、それぞれの地域特性に応じて異なる資源を持続的に循環させる自立・分散型のエリアを形成するという考え方。